

➤ 県居小、瑞穂小、中部小、有玉小、和田小、笠井小、白脇小、豊岡小の土曜日放課後児童会を利用する方へ

令和7年度 浜松市土曜日放課後児童会のご利用案内

(運営事業者：株式会社明日葉)

令和7年度の土曜日放課後児童会児童会の利用を希望される方は、この案内をお読みいただき、必ず事前に利用登録等の手続きを行った上で、ご利用くださいますようお願いいたします。

利用登録は毎年度必要です。

◎次の期日までに下記の利用登録手続き等を行ってください。

利用開始月	各手続きの期限・提出先
令和7年4月	<p><利用登録手続き></p> <p>提出書類：利用登録書</p> <p>提出期限：令和7年3月7日（金）まで</p> <p>提出先：平日ご利用の放課後児童会</p> <p><支払手続き></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>土曜日基本料（日額 700 円）</u> ※市が徴収します 平日ご利用分の保護者負担金（基本料）と同じ口座から引き落とししますので、<u>土曜日ご利用分としての新たな口座振替の手続きは不要です。</u> ・ <u>会費（おやつ代、保険料）</u> ※運営事業者（明日葉）が徴収します。 <u>「明日葉③ありたま」ネット口座振替受付サービス及び保育料等徴収について</u>等をご確認いただき、必要に応じて、記載の期限までに手続き等を行ってください。
令和7年5月以降	<p><利用登録手続き></p> <p>提出書類：利用登録書</p> <p>提出期限：土曜日利用の開始を希望する日の7営業日前（営業日に土日祝は含まない）</p> <p>提出先：平日ご利用の放課後児童会</p> <p><支払手続き></p> <p>上記「利用開始月が令和7年4月」の場合と同様です。</p>

<問い合わせ先>

- 土曜日放課後児童会の利用方法や会費支払手続きに関すること
株式会社明日葉 053-582-7661
- その他土曜日放課後児童会に関すること
浜松市教育総務課 児童会管理グループ 053-457-2401

1. 土曜日放課後児童会の概要

(1) 土曜日放課後児童会の利用対象となる児童

平日に浜松市が実施する放課後児童会を利用しており、就労証明書等で、保護者の土曜日の就労等が確認できる家庭の児童のみ利用できます。

(2) 開設場所

土曜日放課後児童会は合同開所となります。

開設場所	放課後児童会名	所在地
県居小学校	あがたい放課後児童会	中央区東伊場二丁目 5-1
中部小学校	中部学園放課後児童会	中央区鹿谷町 11-3
瑞穂小学校	みずほ放課後児童会	中央区高丘北三丁目 15-8
有玉小学校	ありたま放課後児童会	中央区有玉南 614
和田小学校	和田っ子放課後児童会	中央区薬師町 273-2
笠井小学校	かさいっこ第2放課後児童会	中央区笠井町 1050
白脇小学校	しらわき放課後児童会	中央区寺脇町 431
豊岡小学校	とよおか放課後児童会	中央区豊岡町 22

※ 利用できる土曜日放課後児童会は、「利用登録書」で選択した1か所のみです。年度途中での変更はできません。

(3) 開設時間

午前8時～午後6時30分 ※ 昼食は各自持参していただきます。

(4) 開所予定日（年間開所予定日数 51日）

令和7年									令和8年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5日	3日	7日	5日	2日	6日	4日	1日	6日	10日	7日	7日
12日	10日	14日	12日	9日	13日	11日	8日	13日	17日	14日	14日
19日	17日	21日	19日	16日	20日	18日	15日	20日	24日	21日	21日
26日	24日	28日	26日	23日	27日	25日	22日	27日	31日	28日	28日
	31日			30日			29日				

※警報発令時等により児童の安全が確保できないと判断した場合や、学校行事等により使用できない場合は、急遽休会とすることがあります。

(5) 保護者負担金

「土曜日基本料」は浜松市が徴収し、その他おやつ代や保険料などの「会費」は運営事業者が徴収します。

①土曜日基本料 ※市が徴収します。

月額 700 円

②会費（おやつ代、保険料） ※運営事業者（明日葉）が徴収します。

おやつ代：月額 100 円、保険料：年額 1,000 円

2. 土曜日放課後児童会の利用登録手続き

入会の時期等に応じて、手続き期限が異なります。下記をご確認いただき、期日までに利用登録手続きをしてください。

(1) 提出書類

児童1人につき1部、「利用登録書」

※「利用登録書」の提出をもって、利用登録の完了となります。

(2) 提出期限

①令和7年4月入会の児童

令和7年3月7日（金）必着

②令和7年5月以降に入会の児童、または年度途中で土曜日利用が必要になった児童

土曜日の利用を希望する日の7営業日前（営業日に土日祝は含まない）までに提出

<注意>5月10日（土）を利用する場合→提出期限：4月28日（月）18時までに提出

(3) 提出先

平日ご利用の放課後児童会

3. 保護者負担金の支払手続き

(1) 土曜日基本料（日額 700 円） ※市が徴収します。

①納入方法

利用した月の利用日数に応じて、平日基本料と同日に徴収します。

原則として、「口座振替」によるお支払いとなります。

納期限（口座振替日）は、利用した翌月の末日です。

②支払手続き

平日ご利用分の保護者負担金（基本料）と同じ口座から引き落とします。 土曜日ご利用分としての新たな口座振替の手続きは不要です。

(2) 会費（おやつ代、保険料） ※運営事業者（明日葉）が徴収します。

①納入方法

おやつ代は、利用した月の利用日数に応じて、徴収します。

保険料は、平日ご利用の放課後児童会の運営事業者が明日葉以外の場合のみ、徴収します。

原則として、「口座振替」によるお支払いとなります。

納期限（口座振替日）は、利用した翌月末日です。また、保険料は、原則、会費の初回引落とし月のみ引き落とします。

②支払手続き

平日ご利用の放課後児童会や令和6年度の土曜日放課後児童会の利用状況により、支払手続きの必要の有無が異なります。運営事業者からの「明日葉③ありたま」ネット口座

振替受付サービス及び保育料等徴収について」等をご確認いただき、ご利用開始月の25日までにご登録をお願い致します。

利用状況	支払手続きの必要の有無
令和6年度と同じ土曜日児童会を継続して利用する方 平日ご利用の児童会と利用登録した土曜日児童会が 同じ方	手続きは不要です。
平日ご利用の児童会と利用登録した土曜日児童会が 異なる方	手続きが必要です。

4. 土曜日放課後児童会の利用方法

(1) 利用予約

利用の都度、利用登録した土曜日放課後児童会に対し、保護者が直接Eメールにて、利用希望日を予約することが必要です。

(2) 土曜日放課後児童会の連絡先（利用予約先のEメールアドレス）

開設場所	放課後児童会名	電話番号	Eメールアドレス
県居小学校	あがたい放課後児童会	080-5436-0254	125058@socioak.com
中部小学校	中部学園放課後児童会	080-5436-0185	125054@socioak.com
瑞穂小学校	みずほ放課後児童会	090-4434-7503	123499@socioak.com
有玉小学校	ありたま放課後児童会	080-5435-9919	125024@socioak.com
和田小学校	和田っ子放課後児童会	080-5435-9951	125033@socioak.com
笠井小学校	かさいっこ第2放課後児童会	080-5435-9902	125022@socioak.com
白脇小学校	しらわき放課後児童会	080-5436-0374	125068@socioak.com
豊岡小学校	とよおか放課後児童会	080-5435-9971	125036@socioak.com

(3) 予約方法

利用登録した土曜日放課後児童会のEメールに、次の項目を記載して、送信してください。

利用予約メールへの記載項目

【件名】 利用日 土曜日予約 児童名
 【平日の利用児童会名】 ○○放課後児童会
 【学年】 ○年
 【ふりがな】 ○○○○
 【児童氏名】 ○○○○
 【来会予定時間】 ○○：○○
 【お迎え予定時間】 ○○：○○
 【お迎えに来る人】
 【備考】（伝えておきたいことを記載）

（メール文例）

【件名】 0405 土曜日予約 浜松太郎

- ・ あがたい放課後児童会
- ・ 1年
- ・ はままつ たろう
- ・ 浜松 太郎
- ・ 8：00
- ・ 16：00
- ・ 浜松 一郎（父）



(4) 利用予約（利用予約の取消）の期限

利用予約（利用予約の取消）は、利用（取消）を希望する前週の金曜日の 18 時まで、連絡してください。

例）4月の土曜日に利用する場合

利用日	利用日予約（利用日予約の取消）期限
4月5日（土）	3月28日（金）18時まで
4月12日（土）	4月4日（金）18時まで
4月19日（土）	4月11日（金）18時まで
4月26日（土）	4月18日（金）18時まで

例）5月前半の土曜日に利用する場合（平日・祝日に関わらず予約期限等は同じ）

利用日	利用予約（利用予約の取消）期限
5月3日（土）	4月25日（金）18時まで
5月10日（土）	5月2日（金）18時まで

<注意事項>

- ・ 期限時点でおやつや教材の発注・準備や支援員のシフト調整等をしますので、期限後のキャンセルや当日欠席の場合、原則保護者負担金は徴収させていただきます。
- ・ 災害等による休会や出席停止に該当する疾病の場合、または在籍小学校での集団感染等による学校閉鎖・学年閉鎖・学級閉鎖で利用児童本人が感染していなくても利用を差し控えなければならない場合は、期限後の取消でも保護者負担金は徴収しません。

(5) 利用予約した日を取り消す方法

利用予約をした土曜日放課後児童会に直接連絡をしてください。連絡方法は、取消を行う日により異なります。

①前日正午までにキャンセルする場合

利用予約した土曜日放課後児童会のEメールに、次の項目を記載して、送信してください。

利用予約の取消メールへの記載項目

【件名】利用日 土曜日予約キャンセル 児童名
【平日の利用児童会名】〇〇放課後児童会
【学年】〇年
【ふりがな】〇〇〇〇
【児童氏名】〇〇〇〇
【取消理由】〇〇〇〇

（メール文例）

【件名】0405土曜日予約キャンセル
浜松太郎

- ・ あがたい放課後児童会
- ・ 1年
- ・ はまつ たろう
- ・ 浜松 太郎
- ・ 祖母宅に預けるため



②当日キャンセルする場合

電話で、利用予約をした土曜日放課後児童会に連絡してください。

※ 当日、利用予約をした土曜日放課後児童会と連絡がとれない場合は、「株式会社明日葉 053-582-7661」へご連絡ください。

5. 利用にあたっての注意事項等

下記の注意事項をご確認いただき、ご了承した上で、利用登録を行ってください。

(1) 利用について

- ・ 土曜日放課後児童会は、土曜日に保護者が家庭にいない児童の遊びや生活の場です。土曜日に就労等がない場合は利用できません。
- ・ 利用登録後に、保護者の就労先や就労状況、家庭環境等が変わった場合は、必ず平日ご利用の放課後児童会へ申し出てください。
- ・ 平日ご利用の放課後児童会にご提出いただいた「誓約書」は、土曜日放課後児童会のご利用時においても適用されます。
- ・ 児童には集団での生活で協力して取り組むことや、遊びや生活の場面での決まりごと等を守るよう指導しています。保護者も利用上のルールを守り、放課後児童会の運営にご協力いただきますようお願いいたします。

(2) 放課後児童会での生活について

- ・ 土曜日放課後児童会では、生活指導・自主勉強・自由遊び・読書・集団遊びなどをします。
- ・ 学習指導は行いません。宿題などは保護者が必ず確認してください。
- ・ 土曜日放課後児童会を利用される際はお弁当を持たせてください。
- ・ 食物アレルギー等により市販のおやつを提供を受けることができない場合は、必ず、「利用登録書」にご記入ください。必要に応じて児童会または営業所より連絡を行い、個別に対応いたします。

(3) 送迎について

- ・ 保護者の送迎により児童会へ来所、帰宅するようお願いいたします。
- ・ 保護者の仕事が終わり次第、速やかにお迎えに来てください。
- ・ 開所時間内（午前8時から午後6時30分までの間）の送迎を厳守してください。
- ・ 利用予約で報告した来所予定時間よりも来所が遅れる場合は、利用予約をした土曜日放課後児童会へ電話で連絡してください。
- ・ お迎えに来る方は利用予約メールに記載していただきますが、行きに送ってくる方と、帰りに迎えに来る方が異なる場合は、来所時に支援員までお知らせください。

(4) 持ち物について

- ・ 持ち物には、すべて名前の記入をお願いします。

【持ち物】

上靴、弁当（おはしも忘れずに）、水筒（飲み物は多めに。夏季は特に多めに）、勉強道具、ノートやお絵かき帳、本（必要に応じて）、タオル、ハンカチ、ナプキン（昼食用・おやつ用で計2枚）、帽子、着替え（下着も含む）

- ・ 金銭及び貴重品・ゲーム・カード・シール・お菓子など不必要なものは持たせないでください。